五四―個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示　一〇　30　二三
五七　中華人民共和国産トルエンジイソシアナートに係る関税定率法第八条第五項に規定する調査の期間の延長の件　一二　九
五八　財務省の保有する行政文書の開示に係る手数料の納付を事務所において現金でることができる事務所を定める件　一六　四
五九　財務省の保有する個人情報の開示に係る手数料の納付を事務所において現金でることができる事務所を定める件の一部を改正する件　一六　四
六〇　関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成二十六年度の初日から平成二十七年一月三十一日までの輸入数量を告示する件　二七　五
六一　平成二十六年度の初日から平成二十七年一月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量及び各協定対象外輸入数量を告示する件　二七　五
六二　平成二十六年度の初日から平成二十七年一月三十一日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の各輸入数量を告示する件　二七　五
六三　オーストラリア協定の効力発生の日から平成二十七年一月三十一日までの生鮮等牛肉（オーストラリア原産品に限る。）及び冷凍牛肉（オーストラリア原産品に限る。）の各輸入数量を告示する件　二七　五
六四―国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件　二七　43　一五
六六―国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件　一六　33　一
○財務省、農林水産省
四　株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件　一九　四
五　農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件　一九　五
六　中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件　一九　五
○財務省、経済産業省
一　株式会社日本政策金融公庫法別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定める件　一九　五
○国税庁
三　国税庁の保有する行政文書の開示に係る手数料の納付を事務所において現金でることができる事務所を定める件の一部を改正する件　一六　四
四　国税庁の保有する個人情報の開示請求に係る手数料の納付を事務所において現金でることができる事務所を定める件の一部を改正する件　一六　五
○文部科学省
一二　教科書の定価認可基準の一部を改正する件　六　28　一八
一三　専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が専門士と称することができる専修学校専門課程として個別に認めた件　一九　36　六
一四　専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が個別に認めた専門士と称することができる専修学校専門課程についてその名称を変更した件　一九　36　一一
一五　専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が個別に認めた専門士と称することができる専修学校専門課程を廃止した件　一九　36　二三
一六　専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が個別に認めた専門士と称することができる専修学校専門課程として要件に適合しなくなったと認めた件　一九　36　二七
一七　専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が個別に認めた専門士と称することができる専修学校専門課程を廃止した告示の一部を改正する告示　一九　36　二七
一八　高度専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が高度専門士と称することができる専修学校専門課程として個別に認めた件　一九　36　二八
一九　高度専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が個別に認めた高度専門士と称することができる専修学校専門課程についてその名称を変更した件　一九　36　二八
二〇　高度専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が個別に認めた高度専門士と称することができる専修学校専門課程として要件に適合しなくなったと認めた件　一九　36　三〇
二一　学校教育法施行規則第百五十条第三号の専修学校の高等課程等を定める告示の一部を改正する告示　二三　四
二二　高度専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が個別に認めた高度専門士と称することができる専修学校専門課程を廃止した件　一九　36　二九
二三　専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程第二条の規定により専修学校の専門課程を認定した件　二五　40　一四